

農林水産業・食品産業の作業安全対策について

令和7年1月

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

目次

1 背景・現状

(1) 事故の発生状況

- ① 各分野の年齢層別の発生状況 … 2
- ② 各分野の千人率 … 3
- ③ 各分野の事故の種類別内訳 … 4
- ④ 年齢層別・他産業との比較 … 5

(2) 農林水産業・食品産業の

作業安全に関する法的位置づけ等 … 6

(3) 労働者災害補償保険（労災保険）について … 7

2 事故の事例

- ① 農業 … 8
- ② 畜産業 … 9
- ③ 林業 … 10
- ④ 木材産業 … 11
- ⑤ 漁業 … 12
- ⑥ 食品産業 … 13

3 取組

(1) 各分野の取組

- ① 農業（作業安全対策の推進） … 14
- ② 農業（ほ場整備等を通じた安全の確保） … 15
- ③ 家畜による事故の防止 … 16
- ④ 林業、木材産業 … 17
- ⑤ 漁業 … 18

- ⑥ 食品産業 … 19
- ⑦ 農薬安全に関する取組 … 20

(2) 関連した取組

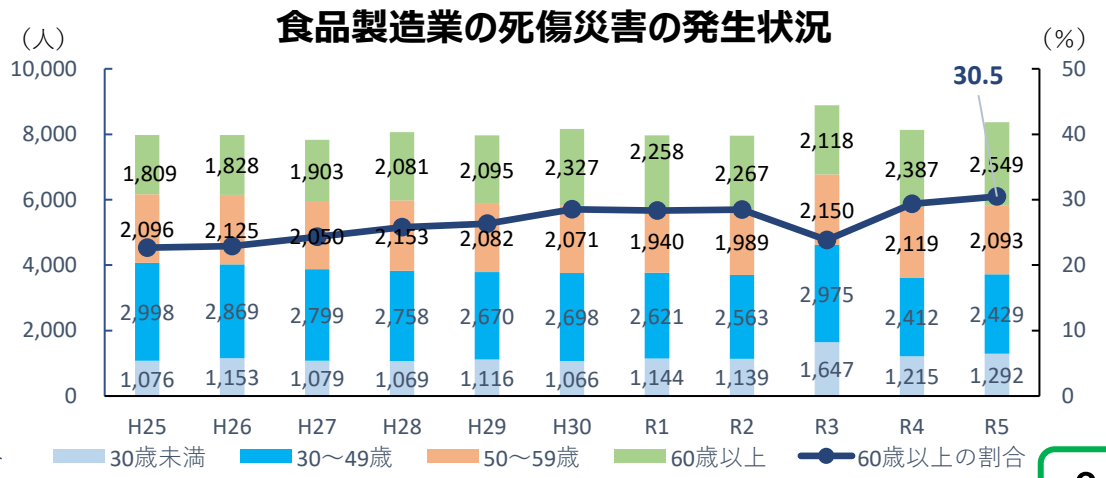
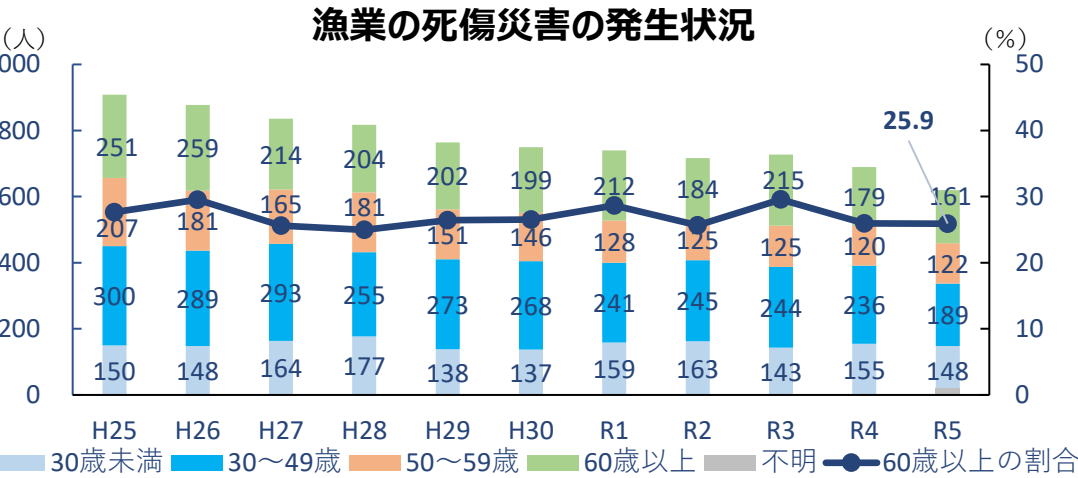
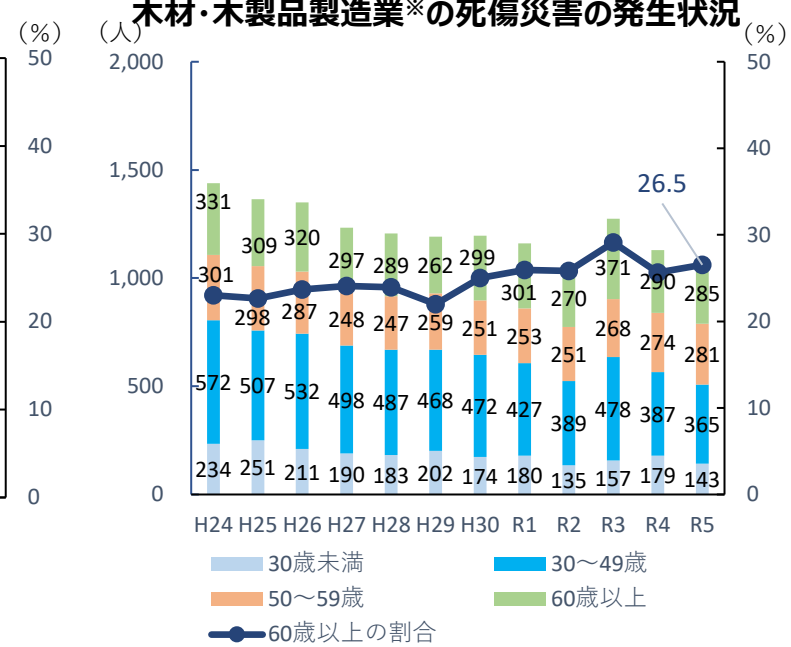
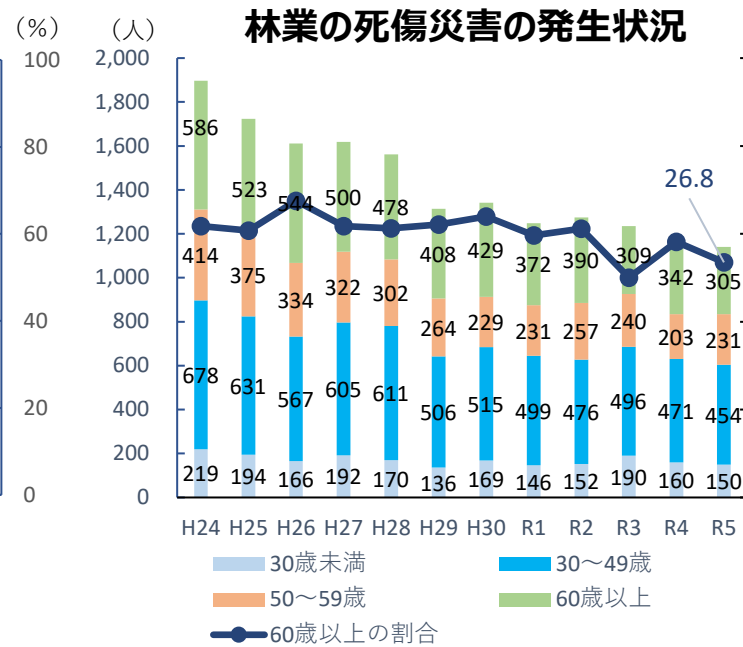
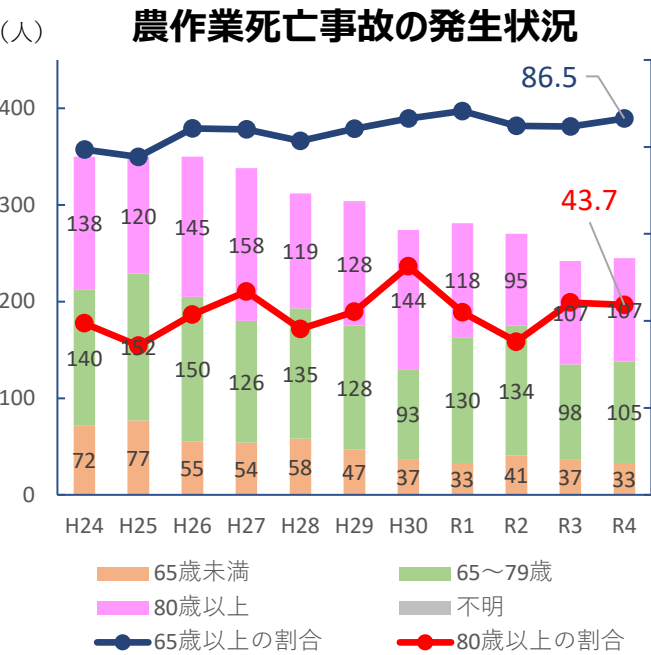
- ① 農業の働き方改革の推進 … 21
- ② 検討会の開催 … 22
- ③ GAP拡大の推進 … 23
- ④ 農業水利施設の管理、法人化の推進 … 24

4 作業安全対策に資する新技術

- ① 農業分野 … 25
- ② 林業・漁業分野 … 26
- ③ 熱中症対策 … 27

1 背景・現状（1）事故の発生状況 ①各分野の年齢層別の発生状況

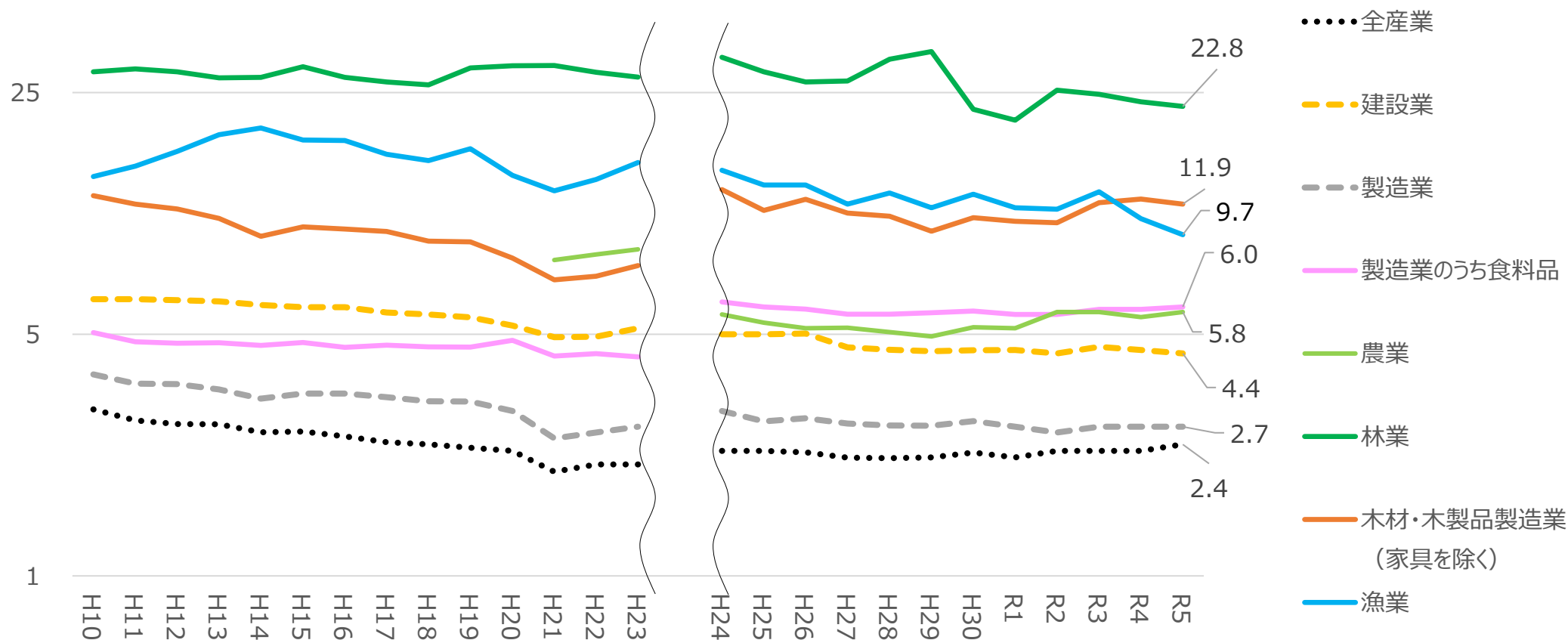
- 農業における死亡事故は減少傾向にあるものの、その事故の85%を65歳以上が占める。
- 林業、木材・木製品製造業及び漁業においては、60歳以上の死傷災害の発生が約3割で推移。



1 背景・現状 (1) 事故の発生状況 ②各分野の千人率

- 農林水産業のうち労働者における事故発生状況の千人率では、一般的に事故が発生しやすいと想定される建設業と比較しても農林水産業、食品産業とも事故発生率が高く、林業は約5倍も高い状況にある。

□ 業種別死傷年千人率の推移



出典：（～H23）厚生労働省：労働者災害補償保険事業年報及び労災保険給付データ
（H24～）厚生労働省：労働者死傷病報告及び総務省労働力調査（休業4日以上）。ただし、漁業については、国土交通省：船員災害疾病発生状況報告（船員法第111条）集計書のデータ（休業4日以上）を使用

注1）平成23年以前と平成24年以降のデータは連続しない（上記出典の通り）

注2）年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもので、次式で表される。

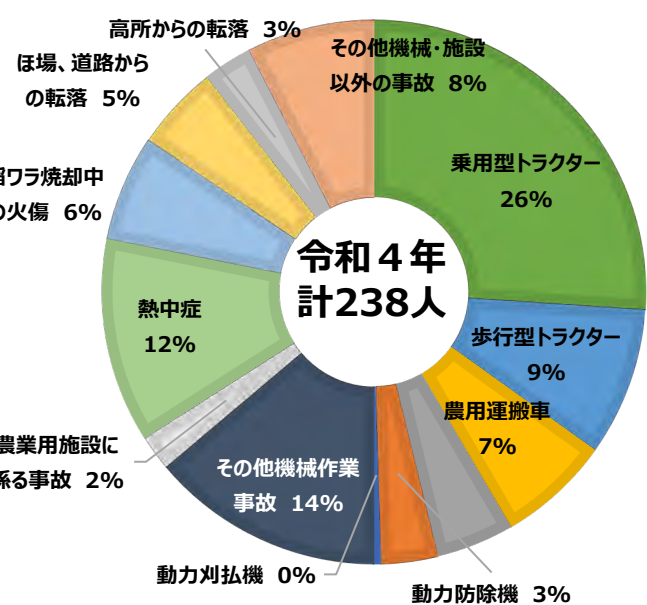
年千人率 = 1年間の死傷者数 / 1年間の平均労働者数 × 1,000

注3）平成23年の死傷者数には東日本大震災を直接の原因とするものを含まない。

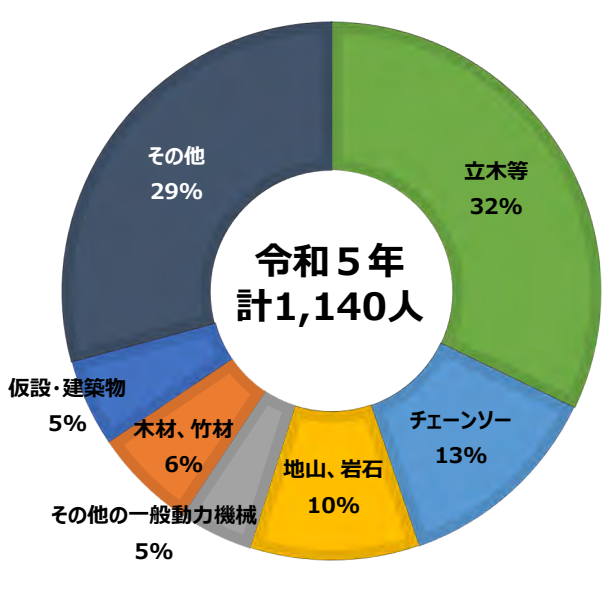
1 背景・現状 （1） 事故の発生状況 ③各分野の事故の種類別内訳

- 各分野とも、事故原因は多種多様であるが、トラクターやチェーンソーなどの機械を用いた作業中に、稼働部分に巻き込まれることなどが原因となる事故が多い傾向。

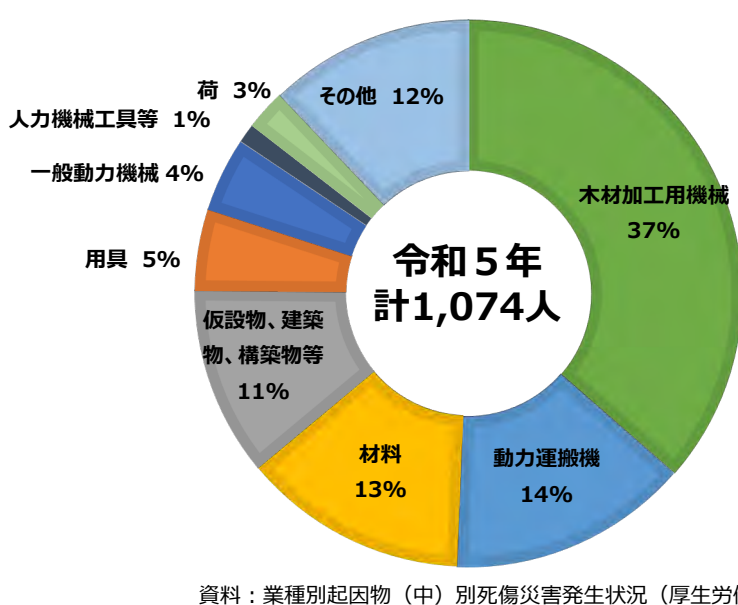
農作業における事故原因（死亡事故）



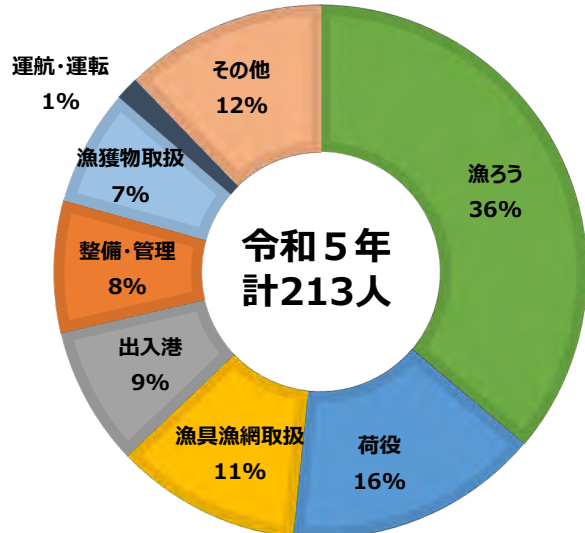
林業における事故原因（死傷災害）



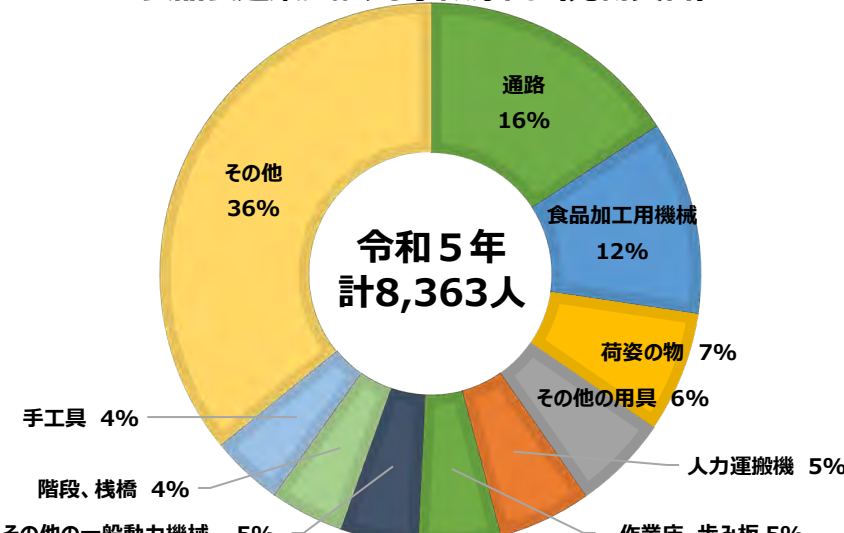
木材・木製品製造業※における事故原因（死傷災害）



漁業における事故原因（死傷事故）



食品製造業における事故原因（死傷災害）



1 背景・現状（1）事故の発生状況 ④年齢層別・他産業との比較

- 農業、林業、漁業及び食品産業においては、他の産業と比べ、高齢者層における死亡事故発生率が高い傾向にある。また、非高齢者層と高齢者層の千人率の差が大きい。
- このため、これらの業種において死亡事故を減らすためには、高齢者対策を重点的に進めて行くことが必要。

□ 各業種における高齢者の就業状況と死亡事故の発生状況

		就業者・雇用者数（万人） A					死亡者数（人） B					千人率 C = B÷A× 1000		高齢者死亡リスク	
		うち非高齢者			うち高齢者		うち非高齢者			うち高齢者		うち 高齢者	高齢者／非高齢者		
		構成比		構成比	構成比		構成比	構成比							
農業		185	86	46%	99	54%	238	33	14%	205	86%	0.13	0.21	5.4	
林業		7	4	57%	3	43%	29	15	52%	14	48%	0.41	0.47		1.2
木材・木製品製造業（家具除く）		11	8	73%	3	27%	9	5	56%	4	44%	0.08	0.13		2.1
漁業		12	6	50%	6	50%	85	23	27%	62	73%	0.71	1.03		2.7
食料品製造業		134	106	79%	28	21%	21	14	67%	7	33%	0.02	0.03		1.9
（参考）	建設業	483	358	74%	125	26%	223	142	64%	81	36%	0.05	0.06		1.6
	製造業	1,055	885	84%	170	16%	138	101	73%	37	27%	0.01	0.02		1.9
	全産業	6,747	5,279	78%	1,468	22%	755	465	62%	290	38%	0.01	0.02		2.2

出典：就業者・雇用者数：農業について、総務省「労働力調査」基本集計 II-2-1（R4）
漁業について、農林水産省「2023年漁業センサス」
その他業種について、総務省「労働力調査」II-2-1（R5）
死亡者数：農業について、農林水産省「農作業死亡事故調査」（R4）
漁業について、海上保安庁「海難の現況と対策」（R5）「船舶事故データ」及び「人身事故データ」に基づき水産庁で集計
その他業種について、厚生労働省「死亡災害報告」（R5）

注1：非高齢者/高齢者の区分については、統計の都合上、農業は65歳、その他は60歳としている。
注2：就業者数について、四捨五入の関係により合計欄と各欄の合計が一致しない場合がある。
注3：農業については、基幹的農業従事者を含む数値である。基幹的農業従事者とは、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

1 背景・現状（2）農林水産業・食品産業の作業安全に関する法的位置づけ等

- 労働災害の防止については、労働安全衛生法等において、教育や安全対策等についての業種を横断したルールを規定。しかし同法等においては、労働者以外の作業事故は対象外であるほか、農林水産事業者等については例外的な扱いとなっている場合がある。

	一般規定	林業	農業	漁業	食品産業
原則	事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。＜労働安全衛生法第3条第1項＞	事業主や同居の親族等は、労働安全衛生法の適用対象外 ＜労働安全衛生法第2条第2号＞			
教育	事業者は、労働者に対し、業務に関する以下の教育を行うことが義務。 ①機械等の危険性、取扱方法 ②安全装置又は保護具の性能、取扱方法 ③作業手順 ④作業開始時の点検 ⑤業務に関連する疾病の原因と予防 ⑥整理・整頓・清潔の保持 ⑦事故時の応急措置及び退避 等 ＜労働安全衛生法第59条第1項、同施行規則第35条＞		左記①～④の事項に関する教育は省略可能だったが、令和6年4月1日より義務化。		
特別教育	事業者は、厚労省令で定める危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、特別の教育を行うことが義務。 ＜労働安全衛生法第59条第3項、同施行規則第36条＞	対象となる当省関係の業務の例： ①ショベルローダー（1t未満）、機械集材装置等の運転 ②伐木等機械の運転 ④チェーンソーを用いる伐木、かかり木処理、造材 ⑤小型ボイラーの取扱い ⑥酸素欠乏危険場所での作業 等			
安全衛生管理体制	事業場の業種や規模に応じ、安全衛生管理体制を構築するための責任者や担当者などの配置を事業者に義務付け。 ＜労働安全衛生法＞	安全管理者の選任、安全委員会の設置等について、充実した体制整備が義務。			
労災保険	労働者を1人でも雇った会社は、労災保険への加入が必要。 ＜労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律＞	個人経営の農林水産業の一部については労災保険加入は任意。			
事故情報の収集	労働災害が発生した場合、事業主は「労働者死傷病報告書」を労働基準監督署に提出することが義務。 ＜労働安全衛生規則第97条＞	労働者を雇用しない事業所における作業事故については、労働者死傷病報告書による報告の対象外。			
団体	法に基づく団体（中央労働災害防止協会：中災防）のほか、指定4業種（建設業、陸上貨物運送事業、港湾貨物運送事業、 <u>林業・木材製造業</u> ）の団体が法に基づいて設立され、取組を実施。 ＜労働災害防止団体法＞	法に基づく団体（林業・木材製造業労働災害防止協会）が取組を実施。	中災防の会員となっている団体はなし。		一部の団体が中災防の会員となり、取組を実施。
個別業界に関する立法措置	「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」により、請負契約における安全経費の適切な計上、責任体制の明確化、一人親方対策等を推進。	（なし）			

1 背景・現状（3）労働者災害補償保険（労災保険）について

- 小規模な農林水産事業者等は労災保険の任意加入が、中小事業主や一人親方等は特別加入が可能。

（1）労災保険の強制加入と適用除外

一人でも労働者を雇用した事業所は労災保険が強制適用されるが、個人経営の小規模な農林水産業の一部※は、労災保険の加入が任意。また、事業主は労災保険の対象外。

※農 業・畜産業・養蚕業：常時5人未満の労働者を使用する個人経営の事業（一定の危険有害な作業を行う事業は除く）
林 業：労働者を常時使用せず、年間使用延べ労働者が300人未満である個人経営の事業
漁 業：労働者が常時5人未満で、総トン数5トン未満の漁船などによる個人経営の事業（一定の水面に限る）

（2）労災保険の特別加入

労働者と同様に危険な作業を行う中小事業主や、小規模な農林水産業の事業者における危険な作業の従事者、個人の林業・漁業の事業主（一人親方）等は、労働者に準じて保護することが適当であることから、労災保険の特別加入が可能。

（3）労災保険特別加入の種類

- ① 中小事業主等
300人以下の労働者を常時使用する事業主及びその家族従事者等
- ② 一人親方その他の自営業者
労働者を使用しないで漁業、林業、建設業等の事業を行う自営業者等
- ③ 特定作業従事者
一定の機械作業、2 m以上の高所作業、サイロ等の酸素欠乏危険場所での作業、農薬散布、家畜に接触する作業の従事者等

□ 労災保険特別加入の加入状況（令和4年度末時点）

特別加入者数(人)	A 中小事業主等			B 一人親方等	C 特定作業従事者	計 A+B+C
		うち事業主	うち家族従事者			
農業	33,859	15,327	18,532	－	91,301	125,160
林業	3,334	2,378	956	1,917	－	5,251
木材・木製品製造業 (家具を除く)	10,503	5,686	4,817	－	－	10,503
漁業	5,723	2,766	2,957	1,322	－	7,045
食品製造業	17,956	7,379	10,577	－	－	17,956

出典：厚生労働省「中小事業主等特別加入状況（令和4年度末）」

2 事故の事例 ①農業

CASE1

トラクタにトレーラをけん引して果樹園から剪定枝を運んでいる途中、下り坂の農道でスリップし、土手に乗り上げ転倒

1. 事故概況

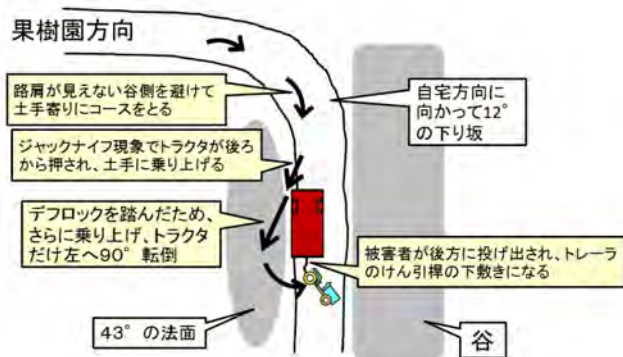
小雨中、トラクタ（16PS、4輪駆動、安全フレーム無し）にトレーラをけん引し、剪定枝を摘み、丘の上の果樹園から農道（幅2.1m 左右に0.9mの路肩）を下った際、90度のカーブを曲がりきったところで、農道を右寄りに進路を取ったところ、トラクタがスリップし土手に乗り上げ、転倒。被災者は後方に投げ出され、トレーラのけん引棒の下敷きになり、胸部圧迫。

2. 被害データ

80歳後半の男性 肺圧迫、肋骨3本を骨折



事故を起こしたトラクタ
(事故後も使用)



事故発生時の想定図

CASE2

刈払機で排水路の法面を草刈り作業中、草に隠れていた異物に刈刃が当たり、チップが欠け散って右手首を負傷

1. 事故概況

小麦収穫後、刈払機（肩掛け式、固定式スロットル）で排水路の法面の草刈り作業中、鉄製のアンクル（杭）が雑草の中に隠れており、気づかずに刈刃を当ててしまった。刈刃のチップが欠け飛び、被災者の右手首、顔に当たり、手首に当たった物は、皮膚から10～20mm奥まで入り込んでしまった。

2. 被害データ

50歳前半の男性 右手首貫入創



事故現場の状況



突き出たアンクル（杭）



使用していた刈払機

2 事故の事例 ②畜産業

CASE1

トラクター・ショベルを運転中、牛舎の梁と運転席との間に挟まれ、死亡

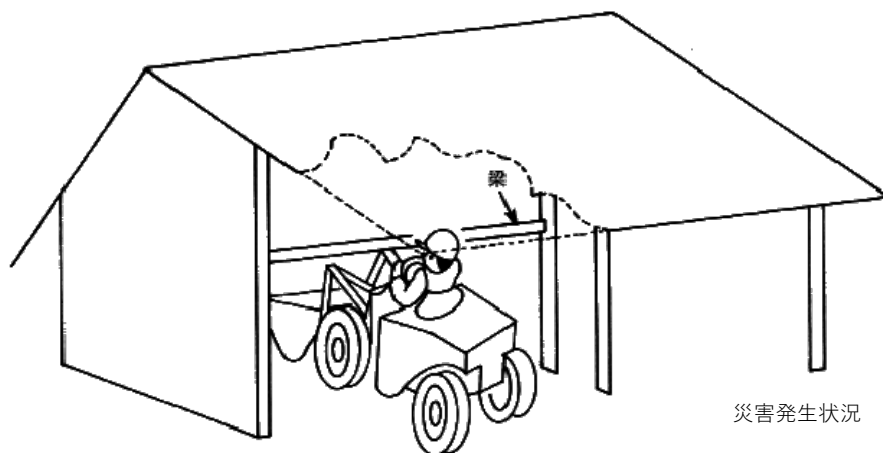
1. 事故概況

機体重量2.9トンのトラクター・ショベルにより牛舎の堆肥を堆肥小屋に運ぶ作業において、約2mの高さの梁と運転席との間に運転者が挟まれた。被災者が事務所に戻らないため、他の作業者が探しに行き、牛舎でトラクター・ショベルの運転席に倒れている被災者を発見した。

被災者は1カ月前から勤務しており、20日前からトラクター・ショベルを用いた牛舎の清掃の業務に就いていたが、車両系建設機械の運転に係る特別教育を受けておらず、また技能講習を受講していなかった。

2. 被害データ

死亡



CASE2

肥育牛の出荷時に、ロープにつないだ牛が走り、引っ張られて転倒、骨折

1. 事故概況

肥育牛の出荷の際に、牛舎から出荷待機場まで、牛に鼻環とロープをつけて、牛の左斜め後でロープを持って移動していた。牛が突然走り出したが、ロープを離さなかったので、前に強く引かれて転倒して、胸を打った。

2. 被害データ

右肋骨2本骨折、復帰まで1カ月

